

令和2年度
農地等利用最適化推進施策の改善に
関する意見に対する回答書

佐世保市農業委員会

会長 八並 秀敏 様

令和3年3月24日

佐世保市長 朝長



則男

【 意 見 】

1. 担い手（新規就農者）の育成確保対策について

高齢農家の増加や担い手不足等に伴い、農地の有効利用の停滞や遊休農地の拡大が懸念される中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題となっております。

地域によっては、後継者の育成がなかなか進まず担い手が減少する地域が増加する傾向にあります。

現在、県北振興局・JA等の関係機関で構成する「県北地域就農支援センター」を中心とした就農相談が行われており、新規就農者が安定した経営と営農定着が図られるよう支援体制が整えられておりますが、新規就農者の増加傾向とは至っていない状況にあります。

特に、新規就農者が営農を開始する場合に、その経営を確立させるため、参入時に導入する農業用機械や生産施設等は多額の経費が必要であり、また、経営が安定するまでの運転資金も必要となり、新規参入時の大きな負担となっております。

このようなことから、現在、国における新規就農者への支援制度や市独自の給付金事業等については、これら事業の継続と更なる強化を図られるようお願いいたします。

また、今後、農業従事者が減少する中、地域の担い手を増加させるためにはIターンUターンで市内に移住してくる者の中で農業に関心がある方や親元就農後継者など幅広く新規就農者の育成確保を行う必要があります、これらの方々が確実に就農できるような新たな施策の推進をお願いします。

【 回 答 】

本市の農業を支える担い手の確保・育成は、非常に重要かつ喫緊の課題と認識しており、第7次総合計画におきまして「儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む農林水産業の実現」を目的とし、新規就業者数を重要業績評価に位置づけて各施策を展開しているところでございます。

国の施策である「農業次世代人材投資事業」につきましては、就農初期段階の経営安定を図る有効な事業と認識しております。しかしながら、営農が定着するまでには、継続した支援・技術指導が必要となります。今後とも、「県北地域就農支援センター」を中心に継続した支援・技術指導を行って参りたいと思います。

また、平成29年度から佐世保市独自の新規就農者支援事業を創設し、50歳以上の新規就農者を対象に、給付金等の支援を行ってきました。本事業につきましては、対象者が限定的であったことも踏まえ、支援内容の見直しを行いました。

令和3年度からは、市独自の農業研修等の実施による「就農のきっかけ作り」に焦点をあてて、幅広く新規就農者を育成する取り組みを実施いたします。具体的には、就農初期段階において兼業での経営も一つの在り方として捉え、UJIターナーや認定農業者の後継者などを対象に、就農準備から就農まで支援するものです。

今後とも関係機関との連携した取り組みにより新規就農者の確保・育成を図って参りたいと思いますので、ご協力をお願いします。

【 意 見 】

2. 農地における営農環境整備対策について

農産物の生産を行う上で、農地が適切に整備されていることが重要なのは言うまでもありませんが、付随する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因にもなりかねません。

近年、温暖化の影響により過去に経験しなかったような集中豪雨が頻発するようになってきており農業においてもその対策が急務となっております。

通常の雨であれば傾斜地の農地であっても表面の土もそれほど流れてはいきませんが、近年の豪雨は、1回に降る雨量が極端に多いこともあり、農地表面の土を大きく削り取り、結果、農作物にも影響が出るとともに、その濁流は下流の農地、道路、宅地、海へと被害を伴いながら流れていきます。

さらに、平地にある農地についても冠水による被害が発生することから継続的に営農環境を守るためにはこれらに対応していかなければなりません。

特に、佐世保市のブランド特産品である西海ミカン栽培のマルチシートは、雨水の地下浸透を抑えるため、これに起因する災害の発生も懸念されます。

雨水の排水に伴う影響が営農上の支障とならないためにも、農地の営農環境条件の改善を図っていただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

近年、梅雨前線等の影響による集中豪雨が増加する傾向にあり、災害対応等も増加いたしております。

ご意見にある、豪雨に伴う「農地の冠水」や「表土の流出による下流域への濁水被害」などの対策といたしましては、農地の営農環境の改善を図る事業の一つである「農地耕作条件改善事業」がございます。この事業においては排水対策や畑地の暗渠排水等、農業者のニーズに応じた細やかな対策が可能です。

本事業は国庫補助事業であり、実施要件を満たせば国・県・市の補助を受けることが出来ますので、農業者皆様の費用負担等の軽減が図られます。

また、農地に近接する農道の側溝整備も排水対策の一つとして一定の効果が期待されます。農道の施設整備においては、佐世保市が事業費の一部を助成する「農道新設改良事業」等もございますので、有効な事業実施による営農環境整備に取り組んで参りたいと考えております。

【 意 見 】

3. 農業用機械等の更新時の支援策について

これまで地域農業を支えてきた個々の農家の高齢化が進むとともに近年の農産物価格の低迷等もあり、農家が所有している農機具については、その価格が高額であることから更新がなされず、結果、機械の利用ができずに離農につながる状況が出てきております。

また、地域で組織された機械利用組合についても、これまで補助事業で導入された農業用機械や生産施設等については、その耐用年数を超え、更新の時期を迎えているものが多々ありますが、これらの更新がなされない状況が生じており、今後、受益地の農家の離農とともに農地の荒廃が進むことが懸念されています。

そのため、継続的な営農を可能とするため、農業用機械等の更新時の支援策についてご検討のほどお願いいたします。

【 回 答 】

平成25年度から27年度までは、市内の主要な農産物を生産されている施設を中心に、その施設の長寿命化対策により重点的な整備を図ってきたところです。一方、機械等更新時の公共事業における支援については、費用対効果の観点から難しい面もございます。機能向上、規模拡大、省力化などの効用を生み出すものを対象としており、同規模・同性能の機械更新は補助対象にされておられません。今後もその方針は変わらないものと思われまます。

今後、農業者の減少する中では、地域の中心的な担い手への農地の集約、作業負担の集中が想定され、機械の更新は必要不可欠だと認識しております。更新時の支援の在り方も含め、効率的な農業用機械の活用を促す仕組みづくりを検討して参りたいと考えておりますので、何卒ご理解下さいますようお願いいたします。

【 意 見 】

4. 「多面的機能支払交付金」等の事務負担軽減について

現在、地域（集落）においては、集落における農業生産活動を維持していくために、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」等を活用して農地や水路等の維持管理をしていく取り組みがなされており、集落機能の維持に重要な役割を果たしております。

しかしながら、これらの活動を支える生産者等が高齢化により減少していき活動自体も縮小傾向にあります。

また、この事業は煩雑な事務処理が多くあるため、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難となり、事業を取りやめる地域（集落）も出てきております。

つきましては、「多面的機能支払交付金」等の事務処理を一括して行う受託組織等があれば地域の負担が減りこれらの事業が継続して実施できます。

昨年の意見書の回答ではこの事務委託を土地改良区で行えるよう協議を進めているとの事でしたが、この制度を活用している地域（集落）の負担を減らすことで事業を継続して進めることが可能となりますので、市としてさらなる取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

国の施策であります、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」の活用により、地域（集落）における農業生産活動は、一定の規模で維持されております。

しかしながら、ご意見のとおり、集落内の農業者の高齢化等の理由により、取り組みを断念される地域（集落）が増えているのも事実でございます。

「多面的機能支払制度」につきましては、土地改良区に事務委託を行っている組織もありますが、「中山間地域等直接支払制度」は各々の組織にて事務を行って頂いている状況です。

昨年度「中山間地域等直接支払制度」と「多面的機能支払制度」の両方に取り組んでいる地域（集落）に対しまして、土地改良区への事務委託を行えるよう、協議しましたが、残念ながら土地改良区の他業務との兼ね合いもあり、実現には至りませんでした。

今後、高齢化等により活動が困難になっていく場合は複数の地域（集落）が連携し活動を行う広域化について、加算措置もあるため活用を検討していき、少しでも事務の負担軽減を図り、かつ農地環境を維持・発展していくため、関係機関や行政書士事務所等と連携をとりながら、取り組みを進めて参りたいと思います。

【 意 見 】

5. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、現在、本市の中心部において実施されていますが、周辺部の農村地域では、まだ本格的には実施されていないため、農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を推進していただきますようお願いいたします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

地籍調査事業は、国土調査法に基づいて実施しておりますが、全国的に調査の進捗が進まないことから、地籍調査の計画的な実施を促進するために国土調査促進特別措置法を制定し、国土調査事業十箇年計画を策定して進められています。

現在、国においては、令和2年度より第7次国土調査事業十箇年計画を策定し事業を推進しておりますが、当該計画において、緊急性の高い地域を重点的に支援し、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる政策効果の高い地域を優先地域とすることで方針を示されております。

本市におきましても、現在、国の方針に基づき、市中心部より調査を実施しておりますが、昨年度、本市の令和2年度からの十箇年計画を策定したところです。その計画内容としては、引き続き市中心部からの実施を基本としつつ、新たに都市周辺部にも着手することで計画しております。今後、段階的に調査規模の拡大推進を図りながら事業を進めることで、公共事業との連携や都市周辺部等においても地域の実情を考慮しながら事業の推進を図りたいと考えております。

引き続き本事業へのご理解をいただきますようお願い申し上げます。